

第2章 特掲診療料 第3部 検査 第4節 診断穿刺・検体採取料

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（令和4年3月4日 保医発0304第1号）

| 告示   | 通知  |
|--|---|
| <p>通則</p> <p><b>1</b> 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。</p> <p><b>2</b> 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。</p> | <p><b>1～3</b> （※略）</p> <p><b>4</b> 区分番号「D409」リンパ節等穿刺又は針生検から区分番号「D413」前立腺針生検法までに掲げるものをCT透視下に行った場合は、区分番号「E200」コンピューター断層撮影（CT撮影）の所定点数を別途算定する。ただし、第2章第4部第3節コンピューター断層撮影診断料の「通則2」に規定する場合にあっては、「通則2」に掲げる点数を算定する。</p> |